令和７(2025)年度

結婚新生活支援事業のご案内

令和７（2025）年４月１日 から 令和８（2026）年３月３１日 までの間に支払った、

住宅購入費用、住宅貸借費用、
引越費用、住宅リフォーム費用を

夫婦ともに29歳以下の世帯に最大60万円、
それ以外の世帯は最大30万円を助成します！

受付期間

令和７（2025）年４月１日 から 令和８（2026）年２月27日まで
※予算額に達した時点で受付を終了します。

この事業に関する問合せ先

夕張市生活福祉課
子ども・子育て支援係
電話　0123-57-7582（直通）

事業の詳細は裏面をご覧ください

夕張市結婚新生活支援事業について

■申込期間

令和７（2025）年４月１日 から 令和８（2026）年２月27日（金） まで

※ 予算額に達した時点で受付終了となります。

■対象世帯

- 令和７（2025）年１月１日から令和８（2026）年２月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- 申請時点で市町村から発行されている所得証明書により確認できる夫婦合算の所得が500万円未満の世帯（おおよそ年収６７０万円相当）
  ※申請時において貸与型奨学金を返済している場合は所得の計算方法に特例があります。
- 夫婦ともに補助対象期間内に貸借した夕張市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳として記録されていること。
- 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- 夫婦のいずれもが市税や貸借住宅に係る家賃等を滞納していないこと。
- 夫婦のいずれもが夕張市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。
- 夫婦のいずれもが国の地域少子化対策重点推進交付金（内閣府子ども・子育て支援本部統括官通知）による補助を受給(他の自治体での受給含む。)していないこと。

所得計算の特例について

所得の計算方法について、以下の場合は特例があります。

貸与型奨学金の返済を行っている場合　→　所得証明書と同一期間中の返済総額を所得から控除します。

■補助対象経費

令和７（2025）年４月１日から令和８（2026）年３月３１日までに支払った
転入または転居に係る次の経費

- 新規の住宅購入費用
- 新規の住宅貸借費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）
- 引越費用（引越業者または運送業者へ支払った実費）
- 住宅のリフォーム費用
  （機能の維持又は向上を図るために行う修繕・増築・改築・設備更新等の費用）

■補助上限額

夫婦ともに29歳以下の世帯に60万円、それ以外の世帯は30万円
※補助対象経費が上限額に満たない場合はその実費とし、1,000円未満の端数は切捨て

■申請書等の配布

申請書や申請の手引きは次の場所にて配布しているほか、市公式ホームページに掲載しています。

- 配布場所　市役所１階ロビー　・夕張市拠点複合施設「りすた」

■問合せ先（申請窓口）

生活福祉課子ども・子育て支援係（夕張市拠点複合施設「りすた」）☎５７－７５８２
※受付時間　午前８時４５分から午後５時３０分まで（土日・祝日・年末年始を除く）